

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第146回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件の合計3件であった。内閣提出はいずれも可決し、本院議員提出は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願2種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

原子力災害対策特別措置法案は、平成11年9月30日に㈱ジー・シー・オー東海事業所で起きた国内初の臨界事故を契機として提出されたものである。これまでの原子力防災対策は、原子力発電所の事故等を念頭においていたものであり、加工施設における臨界事故は想定されていなかった。そのため、事業者からの第一報が遅れたほか、国・県・村の連携が不十分であったことによって、相互の情報伝達や国による指導・助言が的確に行われず、住民に対する避難要請の発出など、住民に対する対応を迅速に行えなかつた面があった。このような経緯から、迅速な初期動作と国、都道府県、市町村の有機的連携の確保、原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化、原子力防災における事業者の役割の明確化などを内容とする本法律案が提出された。なお、衆議院において、国の原子力防災専門官の業務に、地方公共団体が行う情報収集及び応急措置に関する助言を加える修正が行われた。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、原子力災害対策特別措置法案と同様に㈱ジー・シー・オー東海事業所での臨界事故を契機として提出されたものである。この事故によって原子力発電所等に比して、加工施設に対する国の安全規制が不十分であることが判明し、平成11年11月5日、原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会は「緊急提言・中間報告」をとりまとめた。この報告書によって原子炉規制法に規定されている多段階の規制における安全審査の在り方、事業者が法令等を遵守しているかどうかのチェック体制等、問題の多いジー・シー・オーの安全管理の実態を見過してきた国の規制の在り方について問題点が指摘された。このため、国における安全規制について再構築が必要とされ、このような経緯から加工事業に対する定期検査制度の追加、保安規定の遵守状況に係る検査制度の創設、原子力保安検査官の主要施設への配置、事業者による従業員教育義務の明確化、従業員の安全確保改善提案制度の創設などを内容とする本法律案が提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、原子力防災法の対象範囲の明確化、被ばく者に対する健康管理対策、原子力安全委員会の在り方等について質疑が行われた。

質疑終局後、原子炉等規制法改正案に対し、日本共産党より原子力安全委員会等の在り方について検討を加えること等を内容とする修正案が提出された。

順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対して7項目の附帯決議を行った。

消費者契約法案は、12月10日に千葉景子参議院議員外1名から提出され、12月14日に本委員会に付託された。委員会において審査は行われず、継続審査となった。

〔国政調査等〕

第145回国会閉会後の10月20日、東海村核燃料加工施設事故について、中曾根科学技術庁長官及び説明員（科学技術庁原子力安全局長）より報告を聴取するとともに、質疑を行った。なお、㈱ジェー・シー・オーリー代表取締役社長木谷宏治氏及び同社常務取締役東海事業所長越島建三氏を参考人として招致した。質疑においては、事故において臨界が継続した原因、原子力防災対策のための立法措置、原子力安全委員会のあり方、ウラン加工施設安全審査指針の整備、事故現場における事故後の放射線の遮蔽状況、原子力行政の規制と推進を行う組織が同一の省庁に属することの是非、㈱ジェー・シー・オーリーの施設変更申請が許可された理由、臨界事故であるとの判断が遅れた理由、事業者から出る放射性廃棄物の処理等の問題が取り上げられた。

11月11日、東海村核燃料加工施設事故に関して原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会が中間報告を提出したことを受け、中曾根科学技術庁長官より再度報告を聴取した。

11月16日、東海村核燃料加工施設事故の状況調査のための視察を行った。視察先の㈱ジェー・シー・オーリー、㈱三菱原子燃料、東海村役場において、事業者、県、村からの説明聴取等を行った。

11月25日、東海村核燃料加工施設事故について質疑を行い、臨界事故防止のための形状管理の必要性、事故による健康被害の調査、事故に関連するデータの開示、避難区域設定の妥当性、放射性廃棄物の保管場所、原子力燃料加工会社の採算性等の問題が取り上げられた。

経済産業

(2) 委員会経過

○平成11年10月20日（水）（第145回国会閉会後第1回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 東海村核燃料加工施設事故に関する件について中曾根科学技術庁長官及び科学技術庁当局から報告を聴いた後、同長官、科学技術庁、通商産業省、資源エネルギー庁、総理府当局、参考人株式会社ジェー・シー・オーリー常務取締役東海事業所長越島建三君及び同社代表取締役社長木谷宏治君に対し質疑を行った。

○平成11年11月11日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 東海村核燃料加工施設事故に関する件について中曾根科学技術庁長官から報告を聴いた。

○平成11年11月25日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 東海村核燃料加工施設事故に関する件について中曾根科学技術庁長官、齊藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月2日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原子力災害対策特別措置法案（閣法第70号）（衆議院送付）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
以上両案について中曾根科学技術庁長官から趣旨説明を、原子力災害対策特別措置法案（閣法第70号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院科学技術委員長北側一雄君から説明を聴いた後、中曾根科学技術庁長官、齊藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月7日（火）（第4回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原子力災害対策特別措置法案（閣法第70号）（衆議院送付）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
以上両案について参考人全国原子力発電所所在市町村協議会会長・福井県敦賀市長河瀬一治君、電気事業連合会原子力開発対策会議委員長前田肇君、三菱マテリアル株式会社代表取締役社長秋元勇巳君及び元中央大学教授中島篤之助君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原子力災害対策特別措置法案（閣法第70号）（衆議院送付）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
以上両案について中曾根科学技術庁長官、齊藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月10日（金）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原子力災害対策特別措置法案（閣法第70号）（衆議院送付）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）
以上両案について中曾根科学技術庁長官、深谷通商産業大臣、齊藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第70号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

(閣法第71号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし
なお、両案について附帯決議を行った。

○平成11年12月14日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第17号外6件を審査した。

○平成11年12月15日（水）（第7回）

- 消費者契約法案（参第6号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

原子力災害対策特別措置法案（閣法第70号）

【要 旨】

本法律案は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害対策基本法その他の法律と相まって、原子力災害対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 原子力災害予防に関する原子力事業者の義務等

- (1) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成しなければならない。
- (2) 原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務を行う原子力防災組織を設置し、原子力防災要員を置かなければならぬ。
- (3) 原子力事業者は、原子力防災組織を統括する原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任しなければならぬ。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出されたこと等の事象の発生について、直ちに、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長等に通報しなければならぬ。
- (5) 原子力事業者は、放射線測定設備を設置及び維持するとともに、原子力防災組織の業務に必要な原子力防災資機材を備え付け、隨時、保守点検しなければならぬ。
- (6) 主務大臣は、所在都道府県知事等の意見を聴いて、緊急事態応急対策拠点施設を指定する。
- (7) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、関係機関等が共同して行う防災訓練は、主務大臣が作成する計画に基づいて行う。

2 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等

- (1) 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策実施区域、原子力緊急事態の概要等を公示するとともに、緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き等の指示を行う。
- (2) 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、総理府に原子力災害対策本部を設置し、緊急事態応急対策実施区域に原子力災害現地対策本部を置き、同本部の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。
- (3) 原子力緊急事態宣言があったときは、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、災害対策本部を設置する。
- (4) 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに都道府県及び市町村の災害対策本部は、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会を組織する。

3 緊急事態応急対策の実施

- (1) 原子力防災管理者は、1の(4)の事象が発生したときは、直ちに、原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。
- (2) 原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、関係機関、原子力事業者は、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

4 原子力災害事後対策の実施

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、関係機関、原子力事業者は、緊急事態応急対策実施区域等における放射性物質の濃度等に関する調査等の原子力災害事後対策を実施しなければならない。

5 災害対策基本法の規定の読み替え適用等

- (1) 都道府県及び市町村の防災会議は、原子力安全委員会に対し、資料又は情報の提供等、必要な協力を求めることができる。
- (2) 都道府県知事、市町村長等は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため、国等に対し、職員の派遣を要請することができる。
- (3) 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、市町村長は居住者等に対し、避難のための立退き等を指導することができるとともに、市町村長及び都道府県知事は、応急公用負担を命ずることができる。
- (4) 緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に要する経費は、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

6 原子力防災専門官

原子力事業者防災業務計画の作成、原子力防災組織の設置に関する原子力事業者への指導・助言、1の(4)の通報時における状況把握のために必要な情報収集等を行うため、科学技術庁及び通商産業省に原子力防災専門官を置き、原子力事業所に配置する。

7 報告の徴収、立入検査

主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長等は、この法律の施行に必要な限度にお

いて、原子力事業者にその業務に関し報告させ、原子力事業所に立入検査することができる。

なお、本法律案については、衆議院において、原子力防災専門官の業務に、1の(4)の通報時において地方公共団体が行う情報収集及び応急措置に関する助言を加える修正が行われた。

【原子力災害対策特別措置法案並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、原子力施設の安全性及び原子力防災対策の実効性を確保するため、本2法の施行に当たり、次の諸点につき、適切な措置を講ずべきである。

- 1 地方公共団体の防災会議が、原子力災害に関する地域防災計画の策定や関係機関との連携強化のための定期的な活動を行う場合、それらが地域の実情に即したものとなるよう、必要な支援を行うこと。
- 2 原子力災害時の初期における応急措置を行う市町村長の役割の重要性にかんがみ、常駐する原子力防災専門官による助言を含め、国、都道府県等の関係機関は、その支援に万全を期すこと。
- 3 地域住民の安心と信頼が十分得られるよう、放射線等の監視経過などの確な情報の迅速な開示に努めるとともに、情報の伝達方法及び緊急事態応急対策拠点施設の整備・充実を図ること。
- 4 主務大臣に対する申告制度については、虚偽の申告が意図的になされていた事実が明らかとなった場合には、適切な運用を行うこと。
- 5 原子力の安全規制の徹底を図るため、原子力安全委員会の独自性の強化及び事務局体制の充実に努めるとともに、臨界に達するおそれのある量の核燃料物質を使用する者は、原子力事業者として原子力災害対策特別措置法等の対象となるよう検討すること。
- 6 放射線被ばくによる周辺地域住民の健康については、中長期的に調査を実施し、健康被害への対応も含めて、今後の健康管理対策に万全を期すこと。
- 7 ウラン加工施設において臨界事故が発生したことの重大性にかんがみ、原子力開発利用等の政策に係る原子力研究開発利用長期計画等を引き続き検討すること。また、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの普及・促進のための施策を更に積極的に推進すること。

右決議する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要 旨】

本法律案は、加工施設の重大な事故が発生したことに伴い、加工事業の保安対策の強化を図るため、加工施設の定期検査等の制度を設けるほか、加工の事業その他の原子力事業における核燃料物質の取扱い等について万全を期するため、これらの事業者に対し、保安教育についての規定を含む保安規定の整備及び保安規定の遵守状況に関する検査の受検を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 加工施設の定期検査等の制度の新設

- (1) 加工事業者は、加工施設の工事及び性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。
 - (2) 加工事業者は、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。
 - (3) 加工事業者は、加工施設を解体しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 保安教育、保安規定の遵守状況に関する検査等に関する規定の整備
- (1) 製錬事業者等が定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとされる保安規定に、核燃料物質の取扱い等に関する保安教育についての規定を追加する。
 - (2) 製錬事業者等は、保安規定の遵守状況について主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
 - (3) 科学技術庁及び通商産業省に原子力保安検査官を置く。
 - (4) 原子力保安検査官は(2)の検査に関する事務に従事する。
- 3 主務大臣に対する申告に関する制度の新設
- (1) 製錬事業者等がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合には、従業員はその事実を主務大臣に申告することができる。
 - (2) 製錬事業者等は、(1)の申告をしたことを理由として、従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【附 帯 決 議】

原子力災害対策特別措置法案（閣法第70号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
70	原子力災害対策特別措置法案	衆	11.11.12	11.12.1	11.12.10 可決 附帯決議	11.12.13 可決	11.11.16 科学技術	11.11.24 修正 附帯決議	11.11.25 修正	
				○ 11.12.1 参本会議趣旨説明 ○ 11.11.16 衆本会議趣旨説明						
71	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	ノ		11.12	12.1	12.10 可決 附帯決議	12.13 可決	11.16 科学技術	11.24 附帯決議	11.25 可決
				○ 11.12.1 参本会議趣旨説明 ○ 11.11.16 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
6	消費者契約法案	千葉 景子君 外1名 (11.12.10)	11.12.13		11.12.14	継続審査				